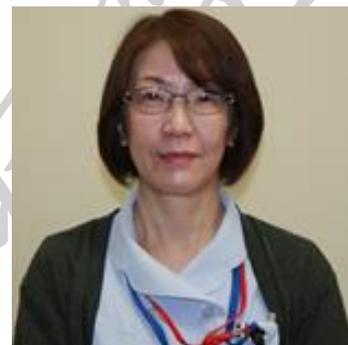


〒028-6193
岩手県二戸市堀野字大川原毛 38 番地 2
TEL 0195 (23) 2191
FAX 0195 (23) 2834
URL <http://www.ninohe-hp.net/>
編集発行
岩手県立二戸病院 図書広報委員会



今 思 う こ と

総看護師長 柚 智子



皆様、はじめまして 二戸病院 総看護師長の柚（そま）と申します。

4月に沿岸、高田病院より異動してまいりました。元々東北の生まれではありますが、大船渡市・陸前高田市で計7年過ごしたため、4月の二戸はこんなに寒かったかと改めて実感いたしました。お盆が過ぎた今は随分過ごしやすくなっておりますが、夏の一時の暑さも思い出しました（沿岸は海風が入り、気温の割には過ごしやすいです）。

さて、新型コロナウイルス感染が叫ばれてから、2年が経とうとしておりますが、皆様はどのように日常をお過ごしでしょうか？

様々な規制や我慢・自粛とこれまでとは違った生活が続いている状況です。そのような中で、二戸病院職員も通常診療に加え、院内での感染防止対策と院外へ出向いてのワクチン接種をはじめとした感染予防対策に、日々奔走している毎日です。決して職員を増やして行っているわけではなく、職員には多大な負担をかけている事に、管理者として心苦しさを感ずると共に、活動に感謝と頼もしさを感じております。

入院患者さんには、面会制限により寂しい思いを、ご家族の皆さんには不安な思いをおかけしていることと思います。外来通院患者さんにも感染防止対策徹底のご協力など、ご不便をおかけしていることと思います。少しずつワクチン接種が進んでいるとは言え、ウイルスの変異等でこのストレスフルな状況はまだまだ続く事が予想されます。今行っている感染防止対策は、今後「当たり前」になっていくのかもしれないと思ったりもいたします。

私たち医療従事者は、その時に良いと思われること、必要と思われることを考え実践してまいります。今後どのような状況に変わっていくのかは分かりませんが、地域のイベント、お祭り（二戸病院祭りも）等もまた気兼ねなくできる日が来るように皆さんのお力をお借りして、一緒に地域の医療、地域の生活を守ってまいりたいと思っております。ご協力よろしくお願い致します。

臨床工学技士の業務範囲追加

御領 慎輔

令和3年5月28日、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）」が交付されました。この法律には医師の働き方改革に関する様々な事項が含まれています。臨床工学技士に対しても、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）の改正により業務範囲を追加し、医師のタスク・シフト/シェアに貢献することが求められています。

そして、令和3年7月9日、改正された臨床工学技士法に関する政省令等が交付され、我々の業務範囲として次の行為が追加されました。

1. 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去
※従来の業務範囲であった「シャントへの接続又はシャントからの除去」に追加
2. 生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体への除去を含む）
 - ① 手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血（輸液ポンプ又はシリンジポンプを静脈路に接続するために静脈路の確保する行為についても、「静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続」に含まれる。）
 - ② 生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作
 - ③ 手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作

これらの行為は令和3年10月1日の法律施行と同時に臨床工学技士の業務となります。しかし、臨床工学技士免許の一部として新たに認められるものであり、既免許取得者においては厚生労働大臣が指定する研修の受講が必須となります。本研修の修了証の発行をもってこれら新たな行為を医療現場で実践する事が可能となります。

本研修会は、公益社団法人日本臨床工学技士会が厚生労働省の指定を受け、関連する学会、職能団体、病院団体及び医療機器企業の協力を得て実施されます。当院臨床工学技士においても早期に研修の受講を目指し、医師の労働時間の削減や健康の確保、適切な地域医療の維持・確保、医療安全のさらなる向上を目指すとともに業務の拡大に努めます。

地域医療福祉連携室

昨今の医療や福祉の現場では「地域」や「連携」がキーワードになっています。今回はそのキーワードが二つも入った「地域医療福祉連携室」についてご紹介します。

地域医療福祉連携室は地域の医療機関や保健・福祉サービス機関との連携の窓口であり、患者さんに切れ目のない医療・福祉サービスが提供できるよう支援・調整する役割を担っている部門です。

メンバーは看護師、医療ソーシャルワーカー、歯科衛生士、事務職等様々な職種で構成されています。

患者紹介：他の医療機関からの患者紹介に関する業務や、地域の医療機関・介護施設等との連絡調整などの業務を行います。

入退院支援：患者さんの入院から退院、その後の療養に関して、患者さんやご家族の同意を得ながら安心して入院生活を送れ、退院に向けての準備ができるよう入院前から介入しています。患者さんやご家族と主治医や病棟スタッフあるいは医療ソーシャルワーカーなどの多職種、院外の関係機関と連携し、退院・転院に向けての支援を行います。

入院を予定している患者さんに入院生活に関する必要な説明や支援を行い、安心して入院生活を受けられるようにも支援しています。また、患者さんやご家族、医師や看護師、医療ソーシャルワーカーを含めた他職種、院外の関係機関との連携を通して退院に向けての課題を把握し、面談等を行いながら不安を軽減できるように支援しています。相談を希望される場合は病棟看護師へお声をかけてください。

医療相談：病気になるとそれに伴い様々な心配事が起きてきます。どのくらい医療費はかかるのか、退院しても元の様な生活に戻れるか、介護保険の申請は必要ではないか、といった患者さんやご家族の療養上、生活上の心配事、不安などのご相談に応じ、解決のお手伝いをします。

医療費や福祉サービスなどの制度説明や関係機関への紹介、療養にかかる心理的なサポート、経済的問題に関する支援などを行い、安心して治療・療養を継続できるよう働きかけています。

医科歯科連携：当院には歯科がないため、二戸歯科医師会と協力し、患者さんの口腔機能の維持管理や地域の歯科診療所と連携した口腔ケアへの取り組みを行っています。

地域医療福祉連携室スタッフ一同、二戸地域やその住民によりよい暮らしを提供していけるよう努めていきます。



ご相談ください

正面玄関での体温測定のお知らせ



当院では一年前より新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、正面玄関におきまして赤外線サーモグラフィ装置による体温の測定と問診を行っております。症状によりましては診察までの間、別室やお車でお待ちいただくことがあるほか、ご予約時間に関わらず、診察までの待ち時間が発生する場合がありますのでご了承くださいるようお願いいたします。

この一年間の実施を通して、改めて皆さまにお願いしたい点がありますので下記をご覧ください。

① 入口にアルコール消毒液スタンドを設置しておりますので、ご自由にご利用ください。その際に噴出口から若干離れた場所に手をかざしてください
※噴出口に直接手を触れると感染のリスクが発生します



② 院内ではマスクの着用をお願いいたします。マスクを忘れた方は入口に自販機を設置しておりますので、こちらをご利用ください。
※売り切れの場合は地下の売店までお問い合わせください



③ まだ残暑が続いております。黒色の衣類・カバンなどをお持ちの方、金属類を装着した方や長時間外にいた方は高体温と測定され、警告音が発生する場合があります。その場合は、担当者の指示を受けて再測定などにご協力ください。

二戸地域におきましても新型コロナウイルス感染者が散見されるようになりました。感染防止に向けてより一層の対策をお願いいたします。

二戸病院広報「ざしきわらし」第34号（令和3年9月1日発行）

編集発行：岩手県立二戸病院 図書広報委員会

〒028-6193

岩手県二戸市堀野字大川原毛 38 番地 2

TEL 0195 (23) 2191 ・

FAX 0195 (23) 2834

URL <http://www.ninohe-hp.net/>

